

# 反戦情報

2018・5・15 No.404

2001年2月9日第3種郵便物認可 第404号  
2018年5月15日発行（毎月1回15日発行）

## 「北の脅威」煽り維持した安倍強権政治破綻へ



南北首脳会談後、「平和の家」で「板門店宣言」に署名、共同発表する文在寅(韓国／右)、金正恩(北朝鮮)両首脳(4月27日)

〈巻頭言〉  
「目は口ほどに……」

2

〈論壇〉  
「放送法4条撤廃論」の問題点と課題

立山 紘毅 10

〈エッセイ〉  
安倍「拉致問題」はパンドラの箱  
—いよいよ蓋が開く底知れぬ恐ろしさ—

豊旗 梢

3

〈教 育〉  
今こそ伝えたい、これからの日本、これからの教育  
—前川喜平・前文部科学事務次官が山口県下関で講演—

12

〈焦点〉  
東の平和と西の危機

野葉 茂

6

〈学習資料〉  
イージス・アショアとは何か(2) 森上 雅昭 14

〈首都圏から〉  
「安倍改憲阻止！ 九条守れ！」  
—5・3 東京憲法集会に6万人結集—

8

〈講 演〉  
精神的自由・民主主義と共に謀罪(中)  
—第52回思想と信教の自由を守る山口県民集会で高山京大教授が講演—

19

〈映画の世界186〉

『米軍が最も恐れた男』

鈴木 右文 23

左の写真と次頁の写真、両方を見比べていただきたい。板門店での南北両首脳夫妻と安倍晋三首相の表情だが、読者の皆さんは、どうお感じだろうか？

「目は口ほどにモノを言う」との諺どおり、両首脳夫妻の表情は、これから朝鮮半島の平和実現に向けて歴史的な会談を行うという決意に満ちて晴れやかだが、一方、安倍首相の方は冴えない。

つい先日、史上初の米朝首脳会



会談直前の南北両首脳夫妻

## 〈巻頭言〉

### 「目は口ほどに……」

談が行われることが決まり、その「前哨戦」としてのこの南北首脳会談が、38度線「休戦ライン」上の板門店・韓国側「平和の家」で行われ、「板門店宣言」を文在寅・韓国大統領、金正恩・朝鮮労働党委員長の両首脳が共同で発表した（表紙写真参照）。直後、記者団からその感想を求められた時の安倍首相の表情だが、なんとも情けなさそうな顔つきではないか。

太平洋の軍事的緊張関係が緩和に大きく前進することは疑いない。旧い言葉で恐縮だが世界の「平島を含む東アジア、ひいては西半島を含む東アジア、ひいては西

保障」と引き換えて進められるという「非核化」やICBM開発の中止など、交渉の詳細は6月上旬までに行われる米朝首脳会談までに詰められるのだろうが、65年間進行のなかつた「朝鮮戦争の終戦処理」にメドがつけられたことで、開き、アメリカが引き起こす戦争の走狗として自衛隊を差し出し日本国民を動員しようとする愚行を推し進めてきた。

安倍晋三にとつて「危ない北朝鮮」は、彼の強権政治を推進する絶好の口実であり利用すべき政治資本だったのだ。その大切な「資本」がいまや彼の腕の中から滑り落ちようとしている。

近年、「北」の核実験やICBM試射などが続いている一時は米軍による武力攻撃さえ懸念されていた「朝鮮半島危機」。それが一転、「緊張緩和」へとすすみ、「休戦協定」だけで法的には戦争状態が続いている「朝鮮戦争」が正式に終戦へと向かい始めるかも知れないという、まさに歴史的事態がわれわれの眼前で進行しているのだ。

アメリカによる「北」の「体制

和愛好勢力」、とりわけ中国や当の半島、そしてわが日本など、アジアの広範な人々がこの動きを歓迎し、その行方を固唾をのんで見守るなか、「蚊帳の外」ひとりわが宰相だけが浮かぬ顔をしているその訳は、既にご推測のとおり。

安倍晋三という人物は、「北」に利用し、それをテコに権力をモノにしたばかりでなく、政権を握

つてからも「北朝鮮の核・ミサイル危機」を煽りながら日米軍事同盟を強化、戦争法たる安保法制を整備して集団的自衛権行使に道を開き、アメリカが引き起こす戦争

の公文書改竄が相次ぎ暴露され、自衛隊の日報隠蔽問題も隠しきれず、すつたもんだの財務事務次官「セクハラ辞任」と麻生大臣の居直りなどで、支持率は3割を割り込む急落、3選めざす秋の総裁選はいまや出馬も危ういとの噂だ。

「泣きつ面に蜂」、いや少々下品で恐縮だが、「転べば糞の上」という諺こそ相応しい。

（編集部N）

# 安倍「拉致問題」はパンドラの箱

— いよいよ蓋が開く底知れぬ恐ろしさ —

豊旗 梢

あると安倍にわからないはずがない。

## ● 多分わかっている

ムンジエイン  
文在寅大統領は金正恩委員長からの伝言で、「金委員長は安倍首相と会う用意があり、特に戦後賠償の件を話し合いたい」(大意)と安倍晋三に伝えたのに対し、安倍は「文大統領からの伝言で、金委員長は(私と)会う用意があると言っている」とだ

け発表している。手柄話のつもりだらうが、肝腎の後半が落とされる。落としたのは安倍自身か忖度したマスコミかどちらかわからないが、

それはいずれでもよい。それは到底言えなかつた、正確に言うと、とても言えなくなつた。恐らく、安倍はいまさらのように自らの犯した大ミステークの巨大な意味と恐ろしさがいくら何でも分かつて來たのである。

## ● 先がなかつた「アイコン」

「拉致問題」はかつては小泉訪朝

（第1回＝2002年9月）と「平壤宣言」(同)の履行の問題で、何人拉致されたか、生没の調査などの交渉と帰還の手段が課題であつた。しかししながら、安倍は当時の官房副長官として、躍り出てこの履行の枠組みを格好よくぶち壊して問題を横取りし、「北」問題を自分の権力維持基盤にして、日米軍事同盟の強化と米軍との一体化、安保法制、改憲、民主主義と法の支配の破壊、恣意的な解散などと悪政の限りを推し進めサポートする基本資源とした。「北」とりわけこの「拉致問題」がこの主要

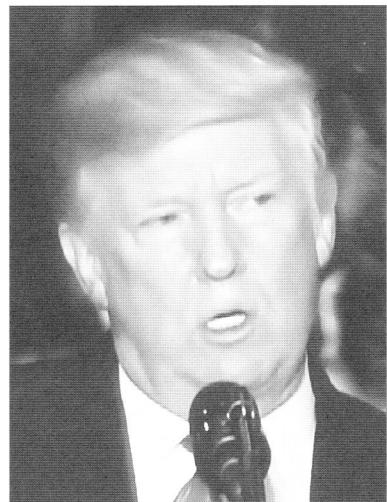


「カヤの外」の安倍首相

拉致問題の先には、戦争と植民地支配の責任、その戦後賠償(=経済援助)にすりかえ、国家承認、北朝鮮の慰安婦問題、強制労働など個人の請求権など途方もなく大きい問題群が口を開けて待つてゐる。金正恩が「話す用意がある」ことがそれで

「米朝の交渉」というシナリオ 자체は、金正恩の最終目標として世界にあまねく知られていたから、いわば安倍コンピュータでも「非常事態」としてアイコン程度はあつたであろう。思考の視野が狭くかつ深さも欠ける安倍のパーセプション(認識)

では、アイコンがクリックされることはない(願つて)、不覚にもその先にプログラムは全くつけていなかつた。それは、安倍のトランプ抱き付き戦略が成功したという仲間褒めの評判があり、平昌オリンピックの段階でもよもやトランプの米朝接近などはあるまい、との慢心があつたからで



万人が屍を自国の山野にさらした。これを忘れろといふならそれは「人間とは何か」を知らないに等しい。要するに、これが日本と朝鮮半島の関係の根本であり、それが人々の記憶から消えることは決してないであろう。

日本が政治能力の著しい劣化と剥落を感じられる。

だからこそ、せめてもの過去の「戦争の心からの反省」がある。いつて

### ●「非核化」の日本へのインパクトの途方もない大きさ

さて、思い出してほしい。日露戦争は朝鮮半島の霸権をめぐる戦争であり、辛くも戦勝した日本は韓国を最終的に完全に属国化して（韓国併合／1910年）とりわけロシアに対する防護盾とした。一世紀を越える長いこの屈辱の歴史の始まりを朝鮮半島の人々が忘れるはずはない。

挙句のはて、日本の敗戦によつて朝鮮半島は突然空白化し、冷戦下で半島の南北分断が固定化され、さらに朝鮮戦争（1950年6月25日～53

### ●今度こそ「戦後」に對面する

そこではつきり言おう。日本はと

なれば、今後遅かれ早かれ戦争と植

民地支配の賠償問題の交渉が壁のよ

うにたちはだかり、間違いなく金正

恩もそれを要求する。なぜなら、だ

れが考えても、それは東西ドイツの

統一同様、将来南北統一の北側原資

になるからである。南北分断の責任

が日本にある以上その請求は堂々と

できるだろう。額も十億百億どころ

の次元ではない。積年の請求権が積

み上がり途方もない額になる。拉致

問題はその交渉のほんの一要素にす

ぎない（もとは安倍晋三が政治的利

用に拡大を図つたものである）。韓国

も1965年締結の日韓基本条約の

負の部分（国家ぐるみ金で買われた

戦後賠償、個人請求権のシャットア

ウト、従軍慰安婦の存在拒否、領土

問題など）の矛盾の苦しみから、北

に同調し助言さえするだろう。日本

は今にしてもう一つの慰安婦問題、

北方領土に加えてもう一つの領土問

題を持つ厄介なことになるのである。

日本は思いもかけず、逃げて怠つて

いた戦争責任の逃げ切れない厳しさ

を戦後70年にして身に染みて痛感するだろう。

## ●安倍晋三は見たか

さて、「拉致」の向こう側に安倍晋三は見ただろうか。たぶんさすがの安倍も見たであろう。前進むも退くも地獄である。安倍が養成しかつ不用意に期待水準を高めてしまつた「日本会議」のような強硬な植民地主義の国家主義勢力は、勢力維持と生存を賭けて捨身の抵抗を身内の保守体制に挑み、安倍の味方は敵に変化するだろう。安倍は自らが進めた日本国家の全方策がいまや重荷に転化し、自分に刃向い跳ね返つて突き刺す恐ろしさにおびえるだろう。このハルマゲドンの最終闘争（内ゲバ）の行く末はわからないが、とにかく結果的に、もし朝鮮半島の矛盾の解決と平和構築に建設的に（日本にはその歴史的責務がある）かかわれば、アメリカの北朝鮮承認が先行し、出遅れた日本は現在の「かやの外」どころではなく、立ちすくんで取り残され、今度こそ深刻な「孤立化」と、東アジアの国際関係への手がかりを失う結果、それからの脱

落が待つているだろう。

## ●安倍対日本会議

つまり、皮肉にも、安倍も含めて日本会議がともに「日本」を滅ぼす。「取り戻す」どころではなかつた。そこを見ておこう。安倍には制度の権力があるが日本会議にはなく、「イデオロギー」を供給しているように見える。そもそも、知られるように

「イデオロギー」の初出はナポレオンで、フランス革命以後の体制選択の社会的分裂を表したことばである。



朴正熙(右)／朴槿恵父娘(元・前韓国大統領)

しかし、日本会議には一定の影響力はあるものの、社会の世論を有利に分裂させるだけの力量はなく、政治的極端に偏った意見集団、権力末端の便乗組、単細胞烏合の集団という見方はいまや定まっている。筆者から言わせれば、改憲を「先だけで叫ぶ安倍機会主義者（オボチュニスト）の操縦術の方が一枚長けており、安倍に利用されたという感は強い。

## ●陣営のお粗末さの顛末

今月の『文芸春秋』の極右論壇の中西輝政、佐伯啓思両京都大学名誉教授の対談でも、とりわけ佐伯の議論のクオリティーがひどい。両者とも「安倍は真正保守主義者ではない」と叫ぶが、「保守主義」とは何かの内容も雲をつかむようになってしまいであるうえ、そもそもこの言説自体が全くおかしい。政治家に対する判断は、民主政治においてはすべておのれの有権者がめいめいに自分の判断で、しかも特別の評価基準から「真正」であるとかないとかいうものではない。自分を何だと考へていては、

もとより、佐伯は自分の言説に自己抑制が効かず、行きがかりで民主主義の根底的な否定まで突っ走つてしまっている。そうとしても、いまさら何だろうか。彼の基準ではじめで安倍が保守主義者として「真正でない」というなら、その基準 자체お粗末である。なぜなら、大多数のふつうの日本人なら、安倍晋三がどんな意味においても「真正の」何者でもないと、直感で見抜いているからである。実際、当の安倍がとにかく改憲を内容は何でもよいと行動していることは、とつこのとうに割れていて今が初めてではない。

安倍は米朝接近の焦りと生き残りから、籠池（森友学園前理事長）のようにますます日本会議をうつとうしく邪険に扱うだろうが、そういう安倍を見抜けなかつた二人こそ「真正の」学者ではない。日本会議は、権力を横取りしている安倍によつてはパンドラの箱が開き、ひつくるめて日本の体制側の存亡の危機が迫る。見守ろう。

（とよはた こずえ／東京都在住、  
大学教員）

# 東の平和と西の危機

野 葉 茂

世界情勢があまりにもめまぐるしい。朝鮮半島情勢が一触即発の危機に陥り、米朝開戦カウントダウンをうたう書籍が書店に並んだのは今年の初めのことであった。ところがいま、われわれは4月27日に南北首脳会談が行われ、その成果を次の朝米首脳会談に持ち込む、その日程もほぼ決まるという現実の前にある（小論執筆時点）。

しかも、南北首脳会談では、「朝鮮半島の非核化」を目標とすることに双方が同意し、ここまで行われてきた相互の宣伝放送などを打ち切り、さらには「朝鮮戦争の終結」を目的にした米中を含めた多国間会議までが提起されている。

東アジアの情勢は複雑怪奇であり、乗つていけないのは日本ばかりである。日本が内心バカにしていた韓国

の文在寅政府は、南北首脳会談を実現させ、朝米首脳会談の道筋をつけることに成功している。

事態がこの期に及び始めてから、日本は大慌てで日米首脳会談を取り付け、EUに対朝鮮圧力外交の継続を訴えたりして奔走していたが、すでに大勢はついていた。『朝日新聞』で、神戸大学の木村幹教授が「今回の『日本外し』が突きつけているのは、日本がいまや『東アジアに何人もいる支店長の一人』に過ぎないかもしれないという現実です」（4月28日、朝日新聞デジタル）と言わざるを得なかつたように、日本は政治家から國際政治学者まで、見事に自分たちが隣国をなめてかかつていたことに対するしつべ返しを受けた。

しかし、筆者は日本の支配層が朝鮮半島の和解と統一への道に敵意を示すだろう、という可能性を懸念する。朝鮮も「日本は、一度も朝鮮民族の和解と團結、朝鮮半島の平和を心から願つたことがなかつた」（4月28日、朝鮮中央通信）と明確に述べている。先述の木村教授は「日本に

ではなく、隣国の大統領から「金正恩氏が対日交渉をしてもいいと言っている」と聞かされることになった。安倍拉致問題の未解決を理由にして自分の無策を覆い隠し、これを「脅威」として改憲を推進しようとしていた戦略が一つ失われたのである。

安倍首相は、『産経新聞』の長時間インタビューに応じて、今回の結果を「まさに日本が国際社会をリードしてきた成果ではないですか。決して日本が蚊帳の外に置かれていることはありません」（4月29日）と強弁しているが、「対話はしない」「圧力が足りない」と外野からわめいていただけであることはだれの目にも明らかであった。

朝鮮政府からは「今のように憎らしく振る舞つては平壤に通じる道に自らより高い障壁を積み、馬に混じりたる牛の境遇になつて世からさ

らに孤立し、排斥される結果しかもたらさない」（4月29日、朝鮮中央通信）と決断を迫られている。安倍首相自身の言いたいことは、「今のところ解散は考えていない」ということだけだったのかもしれない。とはいえ、日本は、朝鮮が一度「植民地時代の残滓を払拭する」と称して30分ずらした標準時を、韓国に合わせて元に戻したという事実を見落とさないほうがよい。その程度には妥協できるということである。

しかし、筆者は日本の支配層が朝鮮半島の和解と統一への道に敵意を示すだろう、という可能性を懸念する。朝鮮も「日本は、一度も朝鮮民族の和解と團結、朝鮮半島の平和を心から願つたことがなかつた」（4月28日、朝鮮中央通信）と明確に述べている。先述の木村教授は「日本に

とつて事態は深刻です。『北の脅威』に対峙する最前線の国が韓国から日本に変わったからです」と正直に語っている。南北の和解ですらこのような発言が出るぐらいであるから、統一に進むならばどういう反応が来るだろう。

今回の首脳会談の成果を無化しようとする日本の意志は死んではいないし、使える策を使つて朝鮮半島の和解路線が破綻するよう仕向けていくだろう(マニラの慰安婦女性像をついに撤去に追い込んだ力を見よ)。南北首脳の署名した「板門店宣言」では「わが民族の運命はわれわれ自らが決定する」という強固な意志が示された。

韓国政府は、今回の板門店宣言を議会で批准して法的効力を持つものにする方針だが、権力の座から追われた韓国の右派グループ「自由韓国党」は、この宣言批准を議会で徹底的に拒むつもりである。日本のメディアも、「偽装和平ショウ」という彼らの言葉を積極的に用いている。幸いに韓国保守派は議会で孤立している、韓国世論を搅乱することは難しいかもしない。

その時は、アメリカ政府のネオコ

ンゾンビ組が交渉破綻へ持ち込むことも期待するかもしれない。『産経新聞』に、朝鮮の核廃棄を「リビア型」にせよという論文が掲載された(4月30日の「正論」欄)が、リビア型は、その最終的な顛末を考えれば朝鮮が受諾することはかなり容易ではない。

この東アジアでの戦争回避の動きを、より鳥瞰してみたい。同じ核兵器開発阻止に関する国際合意である

イランの核合意については、トランプ政権は破棄しようとしている。このことで米露関係が悪化することも好転は歓迎している。軍事攻撃も辞さない、という動きも見せている。

この動きは、一見矛盾しているようで矛盾していないのかもしれない。トランプ政権は、朝鮮の非核化へ向けて合意に賛同した。とりあえずぐに軍事攻撃するという事態ではない。反面アメリカは、イラン核合意を破棄して軍事的オプションまで選択しようとすると。加えてイスラエル

情勢はアメリカ・イスラエルのチャンスが開ける。

特にシリア戦争に関しては、シリアのアサド政権を支えるロシア・イランと、アサド政権に反対するトルコがなぜか歩調を合わせている。この一角が崩れれば、情勢はかなり変化する(かといって、アサド政権をつぶしたら、イラクやリビア同様の破綻地帯が出現するだけだろう)。そのためにも、東アジアで朝鮮の方針転換が必要なのではないか。朝米間に外交関係を樹立していくことをはめるのである。

反面、中東情勢から派生している米露関係の悪化は、日本にとつてはそれほど愉快な話ではない。特に安倍内閣は、日露関係の好転に腐心してきた。北方領土交渉の解決に、こちらは「対話」をしてもらおうと必ずくで隠す国の茶番ではあるが、茶

番であつても無視はしづらい。

朝鮮とイランには友好関係がある。

朝米間での劇的な合意が成立すれば、機に米露関係が悪化すれば、今のトランプ政権は確実に日露関係にくさが崩れる。ミサイル技術移転などもしづらくなるだろう。こうしてイランの国際連携を含めた地位の弱体化を図れば、シリアなどをめぐる中東情勢はアメリカ・イスラエルのチャンスが開ける。

そのうえ、拉致問題やミサイル交渉で日本がアメリカに助力を頼めば頼むほど、日本は対朝鮮交渉で出遅れ、貿易交渉で不利になり、日露関係修復には困難が増すことになつてしまふ。まかり間違うと、この国際情勢は日本をにつちもさつちもいかない状態に追い込む可能性が高い。

議会内の多数派を頼みにして野党政抗をはねつけながら最後のあがきで法案を通してはいる状態の安倍内閣に、これだけの無理な国際情勢を解くことができるかどうかは疑問である。

しかし、安倍晋三という人物は改憲という自身のロマンのためならば、何をかも振り捨てて突進する。国際情勢がわからないと政権を投げた平沼駿一郎のような羞恥心は持ち合わせていない。

(のば しげる／山口市在住、大学教員)

死に努力した(つもりだった)のである。だがここで中東問題などを契機に米露関係が悪化すれば、今のトランプ政権は確実に日露関係にくさびを打ち込み、動きが取れないようになるだろう。

# 「安倍改憲阻止！ 九条守れ！」

— 5・3 東京憲法集会に6万人結集 —

日本国憲法が施行されてから71年目の5月3日（憲法記念日）、東京・江東区有明の東京臨海広域防災



安倍政権への怒りあふれる会場

公園で、「9条改憲NO！ 平和といのちと人権を！ 5・3憲法集会」がひらかれ、昨年（5・5万人）を上回る6万人が参加した。「モリカケ問題」、それに絡む公文書改竄、自衛隊日報隠蔽問題など、政権を私物化して強権政治をおしすすめ、民主主義・立憲主義を破壊したうえなおかつ9条改憲に固執する安倍晋三政権への怒りが会場にあふれた。

集会を主催したのは、同集会

実行委員会で、「総がかり行動実行委員会」「安倍9条改憲NO！全国市民アクション」が共催。「戦争をさせない1000人委員会」、「憲法9条を壊すな！実行委員会」、「戦争する国づくりストップ！憲法を守り・いかす共同センター」、「九条の会」など「9条改憲反対」「安倍改憲阻

止」をめざすほぼすべての勢力がこの実行委員会に結集した。

参加したのは家族や夫婦連れ、友人同士などの一般市民をはじめ、労働者団体、脱原発団体、平和団体、宗教団体、女性団体など多種多様な団体の人々（写真参照／なお、5月3日を前後する約1ヶ月間に全国約280ヶ所で集会やデモ、学習会や講演会、映画上映会などの行動予定が組まれ、安倍9条改憲阻止が訴えられている）。

実行委員会を代表して主催者挨拶にたつた高田健氏は「安倍政権はいまや崩壊寸前。しかも『朝日』の世論調査では58%の人が安倍政権下の改憲に反対している。なのに内閣支持率はまだ30%もある。政権は自然に倒れることはない。私たちの手で倒そう」と呼びかけた。

学者や市民のリレートークで、作家の落合恵子氏は「ウソつき内閣がウソにウソを重ねている。安倍内閣は『総理のご意向内閣』。忖度しなければ維持もできない内閣だ。平和と命と人権を守るために抗うことは私たちが生きている証であり誇り。醜悪なオオカミに憲法を差し出すことはできない」とのべた。

ジャーナリストの竹信三恵子氏は「戦前、日本は国家予算の8割を軍事費に使っていた。このあり方を大転換させるために定められたのが現行憲法であり憲法9条。生存権の25条、男女平等の24条、勤労権の27条、労働3権の28条が定められ国民生活を守るために戦争をしてはいけないとされた。9条がなくなれば軍事費は野放図に拡大する。医療・介護、福祉、教育を良くするには9

条を守らなければできない」と強調

した。

室蘭工業大学准教授の清末愛砂氏は、「自衛隊の憲法明記とは、現実的に存在する自衛隊を単純に追認するものではなく、軍事組織を憲法上の公的な存在にすること。自衛隊の主たる任務は国防だが、必要に応じ公共の秩序の名のもとに治安出動が認められ、民衆に銃を向ける可能性がある。戦争法により、世界各地で武力行使が可能になった自衛隊にたたかうことを求め、抵抗するものを弾圧する可能性が増すことを意味する」と暴露した。

一橋大学名誉教授の山内敏弘氏は

「安倍首相はウソをついている。9条に自衛隊を明記しても何も変わらないと言っているが、これはとんでもないウソだ。安倍内閣が制定した安保法制は自衛隊の限定的な集団的自衛権を容認しているではないか。まさに国民を欺くものだ」と批判した。

「安保法制の廃止と憲法主義の回復を求める市民連合」の諏訪原健氏は「今の政治も憲法改正も私たちのものではない。権力者の欲望のためには、目先に利益のために、小さき者を踏み潰す政治が当たり前に行われ

ている。日本国憲法は私たちのための言葉、未来に語りかけられた言葉だ。憲法の理念、自由や尊厳、そして民主主義的な社会は簡単に実現できるものではない。憲法を守るために言葉を投げかけ、路上に立とう。未来は私たちの手の中にある」と呼びかけた。

野党各党代表も挨拶にたち、立憲民主党の枝野代表は「憲法を蔑ろにする歪んだ権力を一日も早く真当なものに変え、まともな政治を取り戻すため先頭に立ち頑張る」と決意を表明、民進党の大塚代表は「今、日本の民主主義は危機に直面している。野党、市民の皆さんとともに民主主義・憲法を守るために頑張る」との「安倍首相は内政、外交とともにボロボロで末期症状だが、9条改憲だけは絶対に諦めようとしない。なぜならこの旗を捨てた途端、内閣が瓦解するからだ。それなら国民が引導を渡し、9条改憲の企てを葬り去ろう」と呼びかけた。その他、社民党の又市党首は、「内閣総辞職で日本の民主主義と行政の信頼を取り戻すことが求められている」と発言し、自由党

の小沢代表は「戦後最悪の安倍政権と対決する」とのメッセージを寄せた。

博治氏は、米軍新基地建設に反対して名護市辺野古で座り込みを続けていることを報告、「沖縄に向き合う政治になつて欲しい」「憲法を守り米軍基地建設阻止のため、安倍政権には去つてもらおう」と呼びかけた。

福島原発告訴団団長の武藤類子氏は、「事故はまだ終わっていない」と福島の現状を報告、原発はすべての人の人権を侵害していると批判、「次の世代へより良いバトンを渡すため頑張る」と決意を表明した。

高校生平和大使（第19代）の布川ひとみさんは、戦争や核兵器は人と人との愛を壊すものだと批判、私は「微力だけれど無力じゃない」とのスロー・ガングで頑張るとのべた。

東京朝鮮高校の生徒は、朝鮮高校の無償化について訴え、「当たり前の権利を求めて闘っています」と報告、合唱を披露した。

日本労働弁護団事務局長の岡田俊宏氏は、「安倍『働き方改革』に労働時間規制を破壊する『高度プロフェッショナル制度』（残業代ゼロ制度）が盛り込まれてることを批判」「定額効かせ放題になつてしまふ。すべての労働者、市民の皆さんと一緒になつて必ず阻止しよう」と呼びかけた。

「安倍9条改憲NO！全国市民アクション」の長尾ゆり氏（全労連副議長）は「安倍9条改憲NO！」全国統一署名の集約数が4月末時点ですべて350万人を突破したことを報告、「この広がりが改憲スケジュールを大きく狂わせ、9条改憲の歯止めになつている」と強調し、「3000万人を集めきり、安倍政権を退陣に追い込み、改憲発議をとめよう」と呼びかけた。

閉会挨拶にたつた総がかり行動実委共同代表の福山真劫氏は、「今日はたくさん的人がいろんなことをのべたが、集約すると2点に絞られる。『安倍を倒せ』と『9条を絶対守ろう』だ」とのべ「これからも、この2点に向けて頑張ろう！」と呼びかけ、万雷の拍手を受けた。（編集部N）

# 「放送法4条撤廃論」の問題点と課題

立山紘毅

## ■電気通信制度の抜本的規制改革?

今年3月15日、共同通信は、安倍首相が「放送・通信の垣根を取り払う大胆な規制改革の一環として、政治的公平性を定めた放送法4条の撤廃を含む放送法の大改正を構想している」とスクープを放つた。

さて、安倍晋三が言う「放送・通信の垣根を取り払う規制改革」は、けつして思いつきではない。すでに35年以上前、  
〔ニューメディア・フィーバー〕の最中に、電電公社（現・NTT）と郵政省（現・総務省）と通産省（現・経済産業省）の電気通信関係者間で「放送と通信の融合」と、両者の垣根をいかに取り払うか議論され始めていた。

もちろん、当時の技術水準では、電話回線に静止画を重畳してテレビに表示してみたり、テレビチャンネルの「すき間」を利用してデータ放送してみたりがやつとだつたが、前者は「通信」の典型であつて、後者は「放送」の典型である。電話が放送類似のサービスを提供すること、後者は視聴者の欲しい情報を「放

りあつたこともおそらく間違いない。  
つまり、「権力に突きつける『くさび』」が力を發揮してブラック・ボックスから情報を引き出したと推測できるが、「懐に飛び込まなければネタは取れない」との謂いは、けつして自己弁護ではないのである。

さて、安倍晋三が言う「放送・通信の垣根を取り払う規制改革」は、けつして思いつきではない。すでに35年以上前、〔ニューメディア・フィーバー〕の最中に、電電公社（現・NTT）と郵政省（現・総務省）と通産省（現・経済産業省）の電気通信関係者間で「放送と通信の融合」と、両者の垣根をいかに取り払うか議論され始めていた。

もちろん、当時の技術水準では、電話回線に静止画を重畠してテレビに表示してみたり、テレビチャンネルの「すき間」を利用してデータ放送してみたりがやつとだつたが、前者は「通信」の典型であつて、後者は「放送」の典型である。電話が放送類似のサービスを提供すること、後者は視聴者の欲しい情報を「放

送」で提供することから、あたかも「放送と通信の垣根」が曖昧になつたように見える。そして、放送と通信とで伝送路を統合した事業者がサービスを提供する……というシナリオである。

## ■「ハード・ソフト分離」の具体的と法的な規律

技術開発は自律的に進む。特に、インターネットが民間にも全面的に「解禁」された1990年代半ば以降の展開は著しい。あらゆるサービスをインターネットに乗せること、政府は基盤整備に力を注ぐこと、それらがグローバル競争に勝ち抜く必須の要素であると政官財共通に認識していくようになる。

鐵道建設に喩えることができる伝送路の整備は、NTTが新興競争者を妨害しないよう手枷足枷をはめた上で財政資金を投人すればどうにかなる。ところが、ヒトやモノを積んで線路を走ることに喻えられる「コンテンツ」となると一筋縄ではいかない。ただ、「線路」たるべき「伝送路」事業者と、「客」や「貨物」を積んで走る事業者とを分離して競争を促すことは、JR貨物に見られるように、国鉄「改革」で道が開かれていた。

つまり、従来の放送事業者は、JR貨物を除く各社同様に、線路（＝伝送路）と運行システム（＝列車）運用を一体とする事業者である（ハード・ソフト一致）。一方、ハード・ソフト分離の事業者とは、線路を管理運営する事業者と運行システム事業者とを別々にして、後者は前者を借用するスタイルである。当然、列車を走らせるために自前で線路を敷く必要がないので、小規模事業者が新規参入するハードルは下がる。

事業の継続的運営は市場競争に委ねて、劣った事業者は淘汰される。一方、事業への参入にあたって適格性（とくに、安全性と経営の持続可能性とを支える財務基盤）を審査・認定するのは国にしかできないから、いくぶん規制を緩和しても政府に規制権限を残す——「規制改革」

論と実に整合性が取れているが、新幹線台車破損事故で噴き出したように、安全性に対する懸念は絶えない。また、「安全性」を「公平性」に置き換えれば、両者のイメージがほとんどぴたり重なること、容易にお気づきであろう。

加えて、放送事業の場合、憲法21条（表現の自由）とは、少なくとも不即不離の関係にある。したがって、政府がソフトを規律すればしたで言論弾圧に恰好の口実を与える、しなければしないでデマとフェイクに横行を許す結果に陥る。

## ■電気通信に対する規律のありよう

技術開発の著しい電気通信分野では、法制度の整備が現実に追いつかないから、継続して見直す必要がある。そもそも、放送デジタル化に直面して、無線・有線（CATV、有線ラジオ）、インターネット放送と、伝送路別に作られた法律を「大ぐさくに一本化する」はずの2010年改正放送法は、あれもこれもと放り込んだために、かえつて分かりづらいばかりでなく、取りこぼし（たとえばNTT法改正）も多く、とうてい「放送」と通信の融合」に完全対応できているとは言えない。また、ハード・ソフト分離も、衛星利用の放送では制度上も実際上も選択肢がない（静止衛星打ち上げと運用はコスト

トとリスクが大きく、かつ不合理・不経済だから、ハード・ソフト一体を取りようがない）が、地上波放送ではなぜか進展しない。

また、健全なマスコミは健全な民主主義の基礎だから、憲法21条の保障と法的規律とを調和させることは市民レベルで常に討論を続けるべきテーマであつて、産業政策に収斂させることを厳に戒めなければならない。したがつて、（内容的な規律は最小限たるべきこと、（経営的なものを含む）規律主体をどう設計するか、規律のスタイルをどうするかは、法制度の中心的なテーマになるはずである。

まず、総務大臣が、放送局の準備段階から放送の実施段階にわたるすべての権限をもつ現行の制度は大問題である。特に、放送法4条は放送内容に政治的公平性を求めていたが、公平性を一義明確に定義するのは困難である。したがつて、同法4条違反を理由として、法律上、総務大臣が放送事業者に「停波」を命ずる権限を握る点は、從来から問題とされてきた。

これにかえて、欧米のごとく政府・国会といつた政治部門から独立性を保障された行政組織を作り、規制権限を委譲すべきだとする意見は根強い。他方、從来の規律スタイル、放送がもっぱら「電波」を利用することと、ハード・ソフト一体を前提として、ハード、つまり規律を無

線局の規律にとどめて、ソフト、つまり番組の制作・編集には手を触れない規律スタイルとは、実にうまい「落としころ」ではある。

## ■混乱するばかりの議論——どう収束させるか

インターネットなる強力で普遍的なツールが、動画配信を典型とする放送類似のサービスを急激に進展させたことで「放送と通信の融合」は現実となつた。一方で、在特会（在日特權を許さない市民の会）・ネットウヨ（ネット右翼）のごとく、「ネット情報で初めて『眞実』を『発見』して自覚めた」人が増えて安倍の強気を支え、改憲論に新たな基盤を形成しているのもまた事実である。つまり、政府の無策に支えられたデマとフェイクが、規制改革を一つの旗印としつつ、言論統制から憲法改憲までうかがう政府の基盤を作っているのが、この国の現実である。

かくて加えて、安保法制、戦時性暴力、共謀罪と、重要な局面で日本政府に「注文」を付けてきた国連人権理事会特別報告者の一人、デービッド・ケイは、放送法4条が権力の介入の口実になるとの認識を示して撤廃を求め、記者クラブの閉鎖性等を問題点として指摘した。これら別報告を歓迎したが、今般の「安倍提言」

は、当の特別報告を逆手に取る形になつた。（内容規制の）強化派と（経済規制の）強化派とがリベラル派を形成し、（内容規制の）強化派と（経済規制の）緩和派とが保守派を作つて対立する構図はお定まりだが、同床異夢ではあれ、両者が放送法4条撤廃で「共闘」する恰好になつたのである。

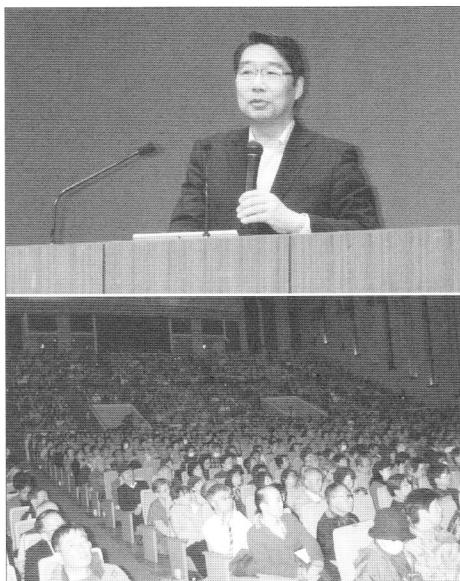
安倍提言は、肝心の総務大臣からも身内からも厳しい批判を浴び、民放・NHKこそつて反対・頼りとする規制改革推進会議からも相手にされず四面楚歌に陥っているが、苗床は30年以上にわたつて熟成してきた。他方、長年にわたつて放送法4条やマスコミ界を批判し続けてきたリベラル派は、期せずして生じた安倍との「共闘」関係とこれに対する「敵」側各界の批判に戸惑つていて見えた。

しかし、マスコミをめぐる議論の目標は明確である。この国の民主主義を「儀式」から実体あるものに変え、マスコミを民主主義の基礎として育てること、そのためには何を議論し行動すべきか喫緊の課題として共有することである。それはとりもなおさず、改憲阻止とも密接不可分の関係にある。

（たちやま こうき／山口大学教授  
（憲法学・情報法学））

# 今こそ伝えたい、これから日本の日本、からの教育

## —前川喜平・前文部科学事務次官が山口県下関で講演—



講演する前川氏と満席の会場

前川喜平・前文部科学省事務次官の講演会が4月14日、安倍晋三首相のお膝元・山口県下関市の市民会館でひらかれた。約1500人が参加した。前川講演は大きな注目を集め、参加者は会場の大ホールに入り切れず、一部は中ホールのモニター画面で講演を聞いた。主催は、下関市民有志でつくる講演会実行委員会。

前川氏は昨年5月、加計学園の獣医学部新設は「総理のご意向」だとする文書が存在すると証言し、「行政がゆがめられた」と批判した。また、前川氏が今年2月、名古屋市立中学校に講師として招かれ授業をしたことにたいして、自民党の国会議員から圧力をかけられた文科省が授業内容や録音などについて名古屋市教育委に報告を要求し、教育内容に不当介入する事件も起こっている。下関市での前川講演をめぐっては、同市教委が「支持と捉えられかねない」と後援を拒否した。

前川氏は、「今こそ伝えたい、これから日本の教育」と題して講演、教育講演会ということで、「加計疑惑」には触れなかつた。つづいて、元文部官僚の寺脇研・京都造形芸術大学教授が官僚時代に推進した「ゆ

り教育」などについて、「ミニ講演」した後、参加者からの質問に前川、寺脇両氏が答えた。

**前川氏の講演の要旨を紹介する。**

(編集部M)

私は38年間、文部・文部科学省で教育行政に携わってきたが、いつも心がけていたのは憲法に忠実であることだ。教育行政というのは、他の行政分野と違って人の心にかかる行政なので、慎重にやらないといけない。人の心のなかにずかずかと土足で入りこんではならない。一人ひとりの子どもたちが立派な大人になつて、自分で考え自分で行動して、他人と仲よく暮らしながら、よりよい社会をつくつていけるよう、学びの場をつくることが大事だと思って仕事をしてきた。

憲法26条は教育を受ける権利を定めているが、昔の大日本帝国憲法には教育に関する条文はなかつた。教育を受ける権利は、25条の生存権と並んで社会権といわれている。人権のなかでも社会権とい

うのは、比較的歴史が新しいもので、社会権規定はアメリカ合衆国憲法にはない。26条の1項は教育を受ける権利と教育の機会均等、2項は義務教育を定めたものだが、もし改善を加えるとすれば、「すべて国民は」「すべての人は」に変えて教育を受ける権利を保障すべきだ。「能力に応じて」とあるが、誤解が生じやすい。能力というのは、テストで測れるようない100点から0点まで人を序列化するものではない。一人ひとりが異なった能力を持っているので、むしろ個性と言つてもいいもので、「一人ひとりの個性に応じて」と考え方の方がよい。

「ひとしく教育を受ける権利を有する」は、もれなく誰もがその権利をもつていいという意味で、同じ教育を受けるといふ意味ではない。それぞれの一人ひとりに応じた、それぞれ的人にふさわしい学びの場が保障されなければならない。すべての人にもれなく教育を受ける権利を保障しなければならないが、実は十分で

きていな。文科省の永遠の課題と言つてもよい。

「義務教育」という言葉は誤解を生みやすい。子どもは学校に行く権利を持つているが、学校に行くことを法律で義務づけられているわけではない。だから不登校というのは義務違反ではない。義務教育は憲法の条文に沿つて考えれば、保護者は子どもを学校に通わせる義務がある。これは、保護者は学校に行けるようにしてあげる義務を負っているのであって、何が何でも子どもを学校につれていかなければならぬ義務を負っているわけではない。だから、子どもが学校にいけない状態であることについて、親が義務を果たしていないという心配をする必要がない。本当に義務を負っているのは国で、教育を受ける機会をすべての人には保障しなければならない。

今でも就学義務猶予・免除という制度がある。重い病気とか重い障害があるため学校に行けない子どもが常に2、3千人いる。こういう子どもをゼロにしなければならない。義務の免除というのは、保護者が子どもを学校に通わせる義務を免除するという意味だがおかしな言葉だ。本当は、保護者が子どもに代わって、子どもが学校に行く権利を主張すべき立場にいる。子どもはもれなく無償普通教育（義務教育）を受ける権利を持つてい

るにもかかわらず、実現されていない。これは、本来、義務を負っている国が義務を果たしていない。

どんな人にももれなく教育を受ける権利があるわけだが、そのなかにマイノリティ（少数者）といわれる人たちがいる。障害があつて特別支援学校・学級で学んでいる子どもは3%ぐらいいて、発達障害の子は6・5%，合わせると10%近くが何らかの障害がある。

また、今、生まれている子どもたちの3%ぐらいが、両親のどちらかが外国人という。在日朝鮮・韓国人はもともとマイノリティとして暮らしていて、ニューカマーといわれる外国人が続々と日本に入ってきている。合計特殊出生率というのがあるが、日本は1・5以下で推移している。この状態が続くと、新生児の数は50年後には半減、100年後には4分の1になると言われている。私は、様々な民族・人種の人たちに日本に入ってきたら、いつしょに暮らしてもらわないと、日本社会は維持できないと思つてゐる。遠い将来、外国人がマジョリティ（多数者）になることもあり得ると思う。

他にも、マイノリティは、色覚異常、食物アレルギー、喘息、最近注目されるようになつた性的マイノリティ・LGBT（レズビアン、ゲイ……、7・6%）などがあるが、いろんなマイノリティを全部足すと5割を超える。つまりマイノリ

ティの方がマジョリティになる。

様々なマイノリティ性を持つてゐる人ひとりに応じた学習が保障されなければならないが、国の責任・義務がちゃんと果たされていない。このことは、文科省で仕事をする上で、常に心の痛みとして持つていなければならぬと思つていた。

それから、貧困のために進学できないなど様々な事情のために、教育を受ける機会を保障されていない人たちがいる。そういう人たちのための施策を文科省は少しづつ実行してきた。障害のある子どもたまには、障害のない子どもと同じ場でともに学ぶインクルーシブ教育や院内学級設置をすすめている。

私は今、自主夜間中学のボランティア・スタッフをしている。夜間中学は、義務教育で学べなかつた人たちが学び直す非常に貴重な場になつてゐるが、公立の夜間中学は全国に25自治体31校しかない。今、夜間中学には1800人ぐらいい生徒がいるが、その7割は外国人だ。

この法律は、夜間中学への就学機会の提供を盛り込んでいる。

不登校などでほとんど中学に行けなかつたが卒業証書をもらった人（形式卒業者）は、夜間中学には入れなかつたが、

3年前に文科省は、形式卒業者であつても夜間中学で学び直すことができるようになった。この2、3年で形式卒業者が夜間中学の門をたたくようになり、今後、夜間中学で学び直す形式卒業者がどんどん増えてくるだろう。

（編集部M）

いけないと考え方があり、フリースクールなど学校以外で教育をおこなう道もあつていいことになつた。

実は、1941年以前は学校以外での義務教育を認めていて、家庭で義務教育ができた。41年に小学校令が廃止され国民学校令ができる。学校以外での義務教育は禁じられた。今の学校教育法は、戦時体制の考え方を未だに引きずつてゐる。「休養の必要性」、学校を休む必要性と「学校以外の場で行われる学習の重要性」だ。

この法律には重要な言葉が2つ出でる。この法律についての姿勢が大きく変わつた。その象徴的な出来事は、2016年12月の義務教育機会確保法制定だ。

この法律は、不登校の子どもたちためには、学校がどんな子どもでも安心して

学べるよう変わらなければいけないと注文をつけてゐる。これまでの不登校対策

の目的は、不登校の子どもを何が何でも

学校に戻すことだったが、この法律がで

きて、不登校は不登校でよい、不登校の

今まで学ぶ場をつくることを考えないと

（編集部M）

# イージス・アショアとは何か（2）

森上雅昭

（前号より続く）

## （2）イージス・アショアとは何か

①イージス・アショアは敵基地攻撃能力の「トマホーク武器システム」と、弾道ミサイル・巡航ミサイル双方の迎撃

能力の「イージス武器システム」を併

せ持つ、ミサイル基地である。

●イージス・アショアについて、「地上配備型弾道ミサイル防衛システム」あるいは「地上配備型の新型迎撃ミサイルシステム」（NHK解説アーカイブス 時論公論）と表現されている。しかし、イージス・アショアは防衛や迎撃だけではない。セル（発射容器）にトマホークを装填すれば、強力な敵基地攻撃兵器となる。対空だけでなく、対地、対艦などミサイル射まですべて自動化、数十発を同時発射し、大気圏外で破壊する巨大なミサイル基地である。地上型イージスなので基地に格納するミサイルは大量の数になる。

地下深くにもシェルターを建設し、不夜城のように兵士が警備する基地になる。

●イージス・アショアは憲法違反の武器

システムである。山口県萩市には城はないが、イージス・アショアという「アメリカの城」を東台・西台に造るというのか。安倍首相は「亡国の政治家」である。

「集団的自衛権の行使容認」「戦争法」は、安倍軍拡と安倍改憲をさらに進め、その典型・象徴が「イージス・アショア」の萩配備計画である。山口県を巨大なミサイル基地の要塞に変貌させるものである。

ミサイル発射機としては、最初期は連装式のMk-2が用いられていたが、まもなく垂直発射式のMk-4が使われるようになり、即応性や速射能力などが向上しているほか、巡航ミサイルなどの発射にも対応した。

アメリカ海軍のイージス艦の場合、防衛用のAWS（イージス武器システム）とともに、攻撃用のTWS（トマホーク武器システム）が搭載され、戦闘力の二本柱となっている。（フリー百科事典『ウヰキペディア』 2018・3・11）

②イージス・アショアは迎撃実験に2回連続失敗した

●2018年1月31日、ハワイで行われた日米共同開発の「SM-3ブロックII A」を用いた迎撃実験が失敗に終わった。失敗の原因は未だに発表されていない。

イージス・アショアの役割は、巡航ミサイルの迎撃も求められる。巡航ミサイルの迎撃は、イージス・アショアを標的にしたミサイルを撃ち落とすために必要である。弾道ミサイルを迎撃するためのミサイルはタイプが違う。レーダーは

017・12・19 石動竜仁  
迎撃実験の成功率は今回の失敗で33%

に一度しか成功していない。性能面での検証も必要だ。（NHK NEWS WEB 2017・12・23）

自衛隊は次期新型イージス艦（2021年竣工予定）とイージス・アショア（2023年竣工予定）にSM-3ブロックII Aの搭載を予定している。これは大型の弾道ミサイルによるロフテッド軌道（山なりの極端に高い弾道で迎撃機会が制限される）やディープレスト軌道（低い弾道により短い時間で着弾する奇襲攻撃用）を迎撃するために、現行のミサイルより直径が拡大され迎撃弾頭も大型化し、迎撃能力は2倍以上といわれる。射高は

陸上設置による軍事的抗堪性の低下もある。低空を侵入する巡航ミサイルの脅威が現実のものとなり、陸上自衛隊は運用人員の確保や、ノウハウの確立などの対策におわれる。陸海空3自衛隊でミサイル防衛を担うことになるが、3組織に分散されることで、一刻も早い行動ができるのだろうか。（文春オンライン 2017・12・19 石動竜仁）

1000 km以上、射程は約2000 kmになり中国やロシアも攻撃射程圏内に入る。(軍事ブロガー 2018・2・2)

イージスBMDシステムは2006年現在まだ実戦経験はない。まだまだ未完成の状態。但し米国の実戦用イージス迎撃システムの配備先は日本だった。無関

心のままではいればミサイル防衛のみならず防衛の仕組み全体が「安心できる、コストを含め納得できる」システムからは程遠いものとなってしまう。(『ミサイル防衛 日本は脅威にどう立ち向かうのか』能勢伸之 2007年 新潮新書)

ロシア政府は、マッハ5以上で飛び、標的の精密攻撃ができる極超音速ミサイル「キンジャール」の実験に成功。中国も保有。核兵器に代わる次世代兵器。リチャードソン米海軍作戦部長は、米中ロが極超音速兵器開発で「質的な優位」を競う軍拡に突入したとの認識を示している。(中國新聞 2018・3・19)

●イージス・アショア導入で、どんなにミサイル防衛を強化しても、迎撃能力を超える多数のミサイルによる攻撃=飽和攻撃には太刀打ちできない。兵器を導入・購入すべきではない。

③イージス・アショア日本導入とハイワイの実験失敗以後、米日の態度激変

ハイワイに米本土防衛レーダー(HDR)

と地上配備型迎撃ミサイル(GBI)を配備。イージス・アショアは「適切ではない」——ハリス米太平洋軍司令官。イージスBMDシステムは2006年

ペーチン大統領の年次教書演説——新兵器を紹介。

ハリス米太平洋軍司令官は、2018年2月14日、下院軍事委員会の公聴会で証言し、ハイワイを標的とする弾道ミサイルに対処するため、最新の探知・識別レーダーシステムHDRをハイワイに配備し、2023年秋までに運用を始めるこ

と明らかにした。ただ、地上発射型の「イージス・アショア」はハイワイに飛来する長距離ミサイルの迎撃には「適切ではないかも知れない」として、ハイワイへのGBIの投入も検討する必要があると訴えた。(産経新聞 2018・2・16)

●イージス・アショアの配備は米・ロの軍事的緊張、新兵器開発・配備を一気に進めている。山口県萩市への配備を戦争の導火線にしてはならない。

D) システムへの報復策。(毎日新聞 2018・3・1)

●イージス・アショアの配備は米・ロの軍事的緊張、新兵器開発・配備を一気に進めている。山口県萩市への配備を戦争の導火線にしてはならない。

●イージス・アショア1基=1000億円、米の言い値でまだ高くなる。新型の迎撃ミサイルは、1発が約40億円。イー

ジス・アショアはロッキード・マーチン社。FMSは米政府が武器輸出管理法に基づき、米企業の兵器を同盟国や友好国に売る事業。最新鋭の装備を調達しやす

い反面、米国に有利な条件を一方的にのみされ、価格設定も米政府主導で交渉の余地がない。会計検査院は防衛装備庁に

減額交渉を指導している。自衛隊幹部は「部隊のやりくりはただでさえ苦しい。高額装備品の購入が続けば、人件費や維持

費などに影響が出かねない」と危惧。「米

国装備品は性能がいいが、輸入に頼つてばかりでは国内産業が育たない。米国

ム「長距離識別レーダー」(LRDR)に搭載され、米アラスカに20年に配備される予定。(産経新聞 2018・2・19)

ロシアは、核搭載無人潜水艦を開発している「グローバルなミサイル防衛(M

D) システムへの報復策」(毎日新聞 2018・3・1)

●イージス・アショアの配備は米・ロの軍事的緊張、新兵器開発・配備を一気に進めている。山口県萩市への配備を戦争の導火線にしてはならない。

製は修理にも手間がかかる」と懸念する。イージス・アショアの設置はイランが将来に保有する可能性がある射程4000～5000 kmの中距離弾道ミサイルを想定して、オバマ政権の時ルーマニアのデベセル、ボーランドのレジコボに配備を計画。日本が世界で3例目。日本への配備は、中国(ロシア、北朝鮮)から米本土(グアム、ハイワイ)への弾道ミサイル迎撃を想定したもの。日本防衛ではない。(毎日新聞他 2017・12・17)

●イージス・アショアの配備は米・ロの軍事的緊張、新兵器開発・配備を一気に進めている。山口県萩市への配備を戦争の導火線にしてはならない。

軍関係経費負担を増やし続けている。

(しんぶん赤旗 2017.1.15)

ヨア2基の導入を決定。5年後の202

3年度の運用開始を目指しており、今回、基本設計費などとして7億円を計上した。

また、イージス・アショアに搭載される、日米両国が共同開発している新型迎撃ミサイルSM3ブロックIIAを取得するため、440億円を計上した。

イージス・アショアの設置費用について、1基あたり1000億円と説明しているが、今後最新型のレーダーなどを搭載すればさらに費用が膨らみ、負担が増え

る。さらに、今回の予算案で、戦闘機に搭載する長距離巡航ミサイルの導入を決め、「敵基地攻撃能力」に踏み込んだ。具

体的には、F35に搭載する射程500キロのJSMと、F15などに搭載するアメリカ製のLRASMとJASSM。(NHK解説アーカイブズ 2017.12.25)

もうイージスは足りている。彈道ミサイル防衛にイージス艦を8隻保有するのは過剰な装備というほかない。これにイージス・アショアが加わるのは巨費を投じて過剰に過剰を重ねるものだ。国民不在の防衛力強化であり、武器を通じた自衛隊の対米追従であろう。(半田滋 2017.8.24)

イージス・アショアの導入に関して日本防衛産業からは「装備体系がミサイ

ル防衛に特化したものへ劇的に変わると国内の防衛産業基盤を維持できるか」との指摘も。(日経ビジネス 2017.7.13)

イージス・アショアは、ミサイル開発を進める中国を念頭に、北朝鮮の「脅威」を名目にして米国が描く「統合防空ミサイル防衛(IAMD)」構想を実現するため導入される。次期迎撃ミサイルSM6をイージス・アショアから発射し、低空で複雑な動きをするため飛行経路を補足していく巡航ミサイルにも対応できるという構想だ。(朝日新聞 2017.12.17)

●現在の日本のミサイル防衛システムは、イージス艦搭載の海上配備型迎撃ミサイル「SM3」が大気圏外で迎撃し、次に航空自衛隊の地対空誘導弾パトリオット「PAC3」が地上から狙う2段階になっている。これにイージス・アショアを加えるというのだが、屋上屋を重ねようだ。アメリカ兵器の購入ばかりである。イージス・アショアも、「適切ではない」と米太平洋軍司令官に言わされたばかりだ。また、「いざも」型護衛艦を戦闘機が発着できる空母に改修し、垂直に離着陸できることも想定している。日本が掲げてきた専守防衛との整合性が問われる。

イージス・アショアを設置する際には地元との調整が課題になるが、レーダーを籴めることがないか懸念されている。防衛省によると、「サイドロープ」と呼ばれる、脇に漏れる電磁波による影響が考えられる。上空を飛行する航空機の計器への影響も考えられ、配置場所の上空では一定の範囲で飛行できない区域が設定される可能性もある。導入にあたって課題は少なくない。ミサイル防衛予算はさらには膨らんでいる。

海上自衛隊の元海将は、イージス・アショアについて、防衛省には電磁波の影響や、高額な経費に見合うだけの効果が得られるなどについて、丁寧に説明していくことが求められると指摘している。弾道ミサイルを追尾するためのレーダー波を出すため、周囲に影響を与えることは否めない。どこに配備するかが大きな問題で、地元に対するしつかりとした説明と、電磁波が何かに干渉するのであれば、それを防ぐための対策も必要となる」と話している。(NHK NEWS WEB 2017.12.23)

●巨大なミサイル基地の重圧、攻撃目標による不安。迎撃の失敗・爆発事故。

●基地施設の警備、テロ対策、訓練などによる住民との緊張。

●電磁波の被害は深刻に。電磁波汚染は、配備候補地の地元の山口県秋市むつみと「無角和牛の郷」、むつみ豚などすべての生命への影響など、はかりしれない。

●約2キロに阿武町立福賀小学校。子どもたちへの被害など心配だ。

●むつみ・福賀地域は、活火山地帯であり、豊富な伏流水が湧き出る湧水池が多い、水田や醸造に利用されている。

●適地調査のボーリングが水質汚染にならないか。「演習場ができるから、むつみの水量が減った。イージス・アショアの基地ができるコンクリートにしたら水がどう流れるか。田んぼが作れなくなるのではないか」(住民の不安の声)。

●イージス・アショア独自の電源施設、水冷装置施設による環境被害、騒音。

●地元振興にはならない。逆に経済格差を招く(後述)。

●観光への影響(萩・津和野)。

●地域医療、離島への影響、ドクターへの飛行制限区域になる(\*京都の米軍Xバンド・レーダー基地の実例がある)。

●携帯電話への影響。

●治山、治水の問題..『阿武町史 上巻』(平成8年)より

——福賀の東台・西台の自衛隊演習場問題が昭和32年(1957年)5月30日の議会全員協議会で取り上げられた。む

つみ村で誘致が進められているという情報があつたからである。このことは、阿武町として重要な問題であり、関係する福賀地区民の関心も大きく、議会も慎重に審議を重ね、この特別委員会を設けた。同年9月には第一回の部落懇談会を開いたが、発言者の大部分が反対意見のため、まとまらなかつた。その後特別委員会は自衛隊の出席を求め、関係の部落としばしば懇談会を開く等、誘致に向けて努力したが、治山・治水の問題をはじめとして、反対意見が強く、同意を得るに至らず、東台・西台の演習場誘致は実現しなかつた。しかし、昭和36年（1961年）5月31日、町議会が、むつみ村が誘致した「むつみ演習場使用に関する覚書」を、陸上自衛隊山口駐屯地司令と、地元側を代表するむつみ村長及び阿武町長とが、山口県知事の立合いのもとに協定したので、同意の議決を行つて、この問題は終結した。

●「住民の安全と安心を守るのが市長の責務」（2018・2・26、萩市議会一般質問への市長答弁）

●「防衛は国の専管事項」なのか？ 地方自治法での国と地方は対等。自治体による『平和事務』は、憲法で保障された住民の平和的生存権を遂行するためのもの。「国の専管事項」を理由に政府が強行的に進めたり、自治体が議論や検証をしないがしろにしてはならない。

「自分たちで決める」のが自治の原則。（中）

國新聞 2018・1・30 和多正憲

●自衛隊内でも、「誰が（イージス・アシヨア）を運用するのか」「切り詰めた上に

に審議を重ね、この特別委員会を設けた。同年9月には第一回の部落懇談会を開いたが、発言者の大部分が反対意見のため、まとまらなかつた。その後特別委員会は自衛隊の出席を求め、関係の部落としばしば懇談会を開く等、誘致に向けて努力したが、治山・治水の問題をはじめとして、反対意見が強く、同意を得るに至らず、東台・西台の演習場誘致は実現しなかつた。しかし、昭和36年（1961年）5月31日、町議会が、むつみ村が誘致した「むつみ演習場使用に関する覚書」を、陸上自衛隊山口駐屯地司令と、地元側を代表するむつみ村長及び阿武町長とが、山口県知事の立合いのもとに協定したので、同意の議決を行つて、この問題は終結した。

●「住民の安全と安心を守るのが市長の責務」（2018・2・26、萩市議会一般質問への市長答弁）

●「防衛は国の専管事項」なのか？ 地方自治法での国と地方は対等。自治体による『平和事務』は、憲法で保障された住民の平和的生存権を遂行するためのもの。「国の専管事項」を理由に政府が強行的に進めたり、自治体が議論や検証をしないがしろにしてはならない。

カネのかかる装備まで持たされはたまらない」と押し付け合つてはたまない。（週刊新潮 2017・9・14）

⑦強烈なレーダー波・電磁波  
(イージス・アシヨアの危険性) 萩野晃  
也 2018・1・27 (講演会)

周辺の電磁波強度は、3 kmの範囲まではとても強く、10 km程度迄は用心が必要。イージス艦のレーダーは強い電磁波を出すため、乗員はレーダーの稼働中、甲板に出ることが禁止されている。同様のレーダー波を出し、発射時に噴煙とガスが発生するイージス・アシヨアをなぜ地上に設置するのか。

米軍は2014年、弾道ミサイルを探知するため京都府の京丹後市に経ヶ岬通信所を開設し、Xバンドレーダーを配備したが、基地そのものが騒音を出し、電磁波による健康被害を問題視する住民の反対運動が続いている。国土交通省は、飛行機の計器に影響を与えることを理由に基地周辺を飛行制限区域に指定した。京都府はこの2年間で緊急患者の搬送に過密でない、配備予定地候補の選定も必要だ。また周辺住民の了解も必要だ。そのためには相応の予算を取り、時間を掛けて調査することも必要だ。だが、安倍政権はそれを行わずに、イージス・アシヨア一択である。思考停止も甚だしい。

アメリカ政府に言われたから買う、とい

イル防衛は住民の生活を犠牲にする。

防衛省内にPAC3を配備しているが、敷地にはレーダーだけは置いていない。

ヨアを配備するのか。

米マサチューセッツ州ボストン市のコ

ッド岬で、米空軍ベイブローズ基地にあ

る「早期超大型警戒レーダー網」がフェ

イズド・アレイ・レーダーを使っていて、

周辺の住民は長年にわたってフェイエ

ド・アレイ・レーダーが人体に悪影響が

あると反対している。非常に短いパルス

化した電磁波はエネルギーが強く、人体

内に深く入り込む危険性が強いからだ。

周辺の住民は長年にわたってフェ

⑨専門家からの懸念

新しい戦争の時代へ。米国によつて改憲と戦争に引きずり込まれる日本。トンプ大統領米日時、安倍晋三首相の媚びを売る姿は、改めて米国言いなりのこの国の実態を示した。日本は今後、米国の圧力で憲法を変え、最終的に米軍に付き従つて海外での戦争に参加しようとしている。それを前に日本列島では今や、各地で「戦争ができる国」に向かい、急速に軍事化が進行している。72年前に終わらせた戦争を再び始めるのか。(『週刊金曜日』2017.12.1)

むつみ演習場はいくらか山間部に引つ込んだ位置にありこれでレーダー視界を確保できるのか気になる(『世界の艦船』2018.2月号 井上孝司)

防衛省が衆議院予算委員会に提出して

いる資料によると、秋田市の陸自新屋演習場の面積は107万m<sup>2</sup>で、萩市の陸自もつみ演習場の面積は198万1000m<sup>2</sup>。小演習場では中隊以下の演習が可能とされている。どちらの演習場も狭い。

陸上自衛隊の演習場にイメージ・アシヨアを設置する構想には、いくつかの課題がある。設置先は日本海沿岸部に近い平地である。電波障害が発生し、周辺住民の生活に支障をきたす可能性がある。VLS(ミサイル)を発射するMK41垂直発射システムも演習場内に設置するこ

発生する兵器の存在は、住民に不安を与えるおそれがある。

現在、イメージシステムを運用する能力を有しているのは海上自衛隊だけで、陸上自衛隊にはそのようなノウハウはない。陸上自衛隊がイメージ・アシヨアを運用する場合、一から学ぶ必要がある。イメージ・アシヨアの導入はそう簡単な話ではない(\*迎撃ミサイルSM-3ブロックIIAを発射する垂直発射機MK41(8セル)は3基(ミサイル装填は8発×3)である)。(『軍事研究』2018.3月号 福好昌治)

しかし違和感を覚えざるを得ないのは、

イメージ・アシヨアを運用するのが陸自に決まったということである。

据え置き型のアシヨアの場合は、何百

人の警備隊を置かねばならない為に陸自が運用しなければならないのだと論法が成り立とうが、それならイメージ艦よりも運用人員を少なくできることがアシヨアのメリットであるという論拠も崩れてしまうのではないか。何れにせよ陸

自が運用するという違和感に拘泥し始めしまうのではないか。何れにせよ陸

自が運用するという違和感に拘泥し始めると、そもそもイメージ・アシヨアは必要なのかというところまで疑念を抱かざるを得なくなる。イメージ艦は、現有

の4隻に加え2隻の改修と2隻の新造によつて8隻態勢となる日も近い。実際にアシヨアが竣工する時期と大差なかろう。

それでも質・量共に不足するというので、強力な火力を

あれば更に改修・新造すればいいだけだ。また、根本的問題に立ち返れば、イメージシステムで使用する電波の周波数帯

は日本ではテレビ電波や携帯電話の周波数帯である。ミサイル誘導時のピンボイントでは問題なかろうが、捜索モードでは広範囲の電波障害が予想される。この問題がこれまで顕在化しなかつたのは、イージス艦が外洋に出航してからレーダーを使用していたからであり、訓練も実運用も地上に据え付けたままで行うアシヨアの場合、訓練する度に近隣住民が大騒ぎすることにならう。(『軍事研究』2018.3月号 北郷源太郎)

イージス・アシヨアを2基導入するためには5000億円近い費用がかかる。

イージス・アシヨアを2基導入するためには5000億円近い費用がかかる。

安全保障に関わる話だから、すべてをオーブンにすることはできないのは理解で

きる。しかし可能な範囲で、導入の利点や留意点について国民に説明することは必要であろう。導入効果の有無だけでな

く、レーダー電波の影響を懸念する声が出てくることも予想されるからだ。

また、「2カ所のイージス・アシヨアがあれば日本全土のカバーが可能」の成否

は原因究明を進めているところだが、握っているのはSM-3ブロックIIA

ミサイルだが、試射に失敗している。現

在は原因究明を進めているところだが、(日経ビジネス 2018.2.26 井

上孝司)。

●イージス・アシヨアの導入には軍事的合法則性(説得性)がない。どこにも適地はない。無理な購入である。しかも、実験に失敗している。配備計画はもちろ

ん、購入計画もやめるべきではないか。

●戦後の米軍へのいわゆる「思いやり予算」、米軍再編交付金、自治体への様々な調整交付金などは地域住民のためにはなつていない。基地は自治体財政に貢献しない。国は交付金を、自治体の基地協力・戦争協力のために利用してきた

る。地元振興になるという「アメ」をちらつかせているが、基地を受け入れると

いう「ムチ」に打撃され続けることになる。今、日本が世界一の武器輸入国になつているが、日本経団連と安倍政権は、

軍需産業の強化のために、武器輸出三原則に代わり「防衛装備移転三原則」を定め、武器の輸出・共同開発・生産を進めている。自治体は、このような軍需に協

力依存してはならない。交付金依存は、明らかなように、住民の平和と安全・安

心にはならない。

(つづく)(もりかみまさあき／山口県萩市在住、「イージス・アシヨア」配備計画の撤回を求める住民の会)

# 精神的自由・民主主義と共謀罪（中）

## — 第52回思想と信教の自由を守る山口県民集会で高山京大教授が講演 —

（前々号から続く／「共謀罪立法の違憲性」の項――）

「共謀罪」は元々、英米法のコンスピラシー（conspiracy）という考えにもとづいていました。「犯罪を行うことの共謀」でもつて成立する罪で、「準備行為」が要

件とされる場合も、されない場合もあります。どうやつてそれを証明するのか？できませんから、「司法取引」と組み合わせて使っているのです。イギリス、アメリカがそうです。これは日本法と異なる点です。

日本法は明治以降、最初はフランス法をモデルに、その後はドイツ法をモデルにしていまして、考え方が違います。何故犯罪を処罰するのかというと、「殺人」を例に考えて頂ければよくわかります。「人が殺された」という「重大な被害」が出た、というのが基本で、「殺人未遂」のよう人が殺される事態までは至らなかつたけれども「一步手前まで行った」というときは、その「危険」を処罰する訳です。殺人罪というのは重大な犯罪なので「二歩手前」の予備罪まで処罰することになっています。何れにせよ「危険が発生したから処罰する」というのが日本法の考え方です。

本法の考え方です。



熱弁するう高山佳奈子教授

件とされる場合も、されない場合もあります。どうやつてそれを証明するのか？できませんから、「司法取引」と組み合わせて使っているのです。イギリス、アメリカがそうです。これは日本法と異なる点です。

事件で、被害者も容疑者も日本人で、事件そのものはアメリカのロサンゼルスで起きたものでしたが、日本で裁判が行われました。日本の裁判では証拠がなくて三浦氏は最高裁で無罪となりました。ところがそのあとグアムに行つた時、三浦氏はアメリカの警察に捕まってしまいま

す。その時の容疑が「共謀罪」でした。普通、日本の最高裁で無罪が確定したならば――日本の裁判がそうであつても、アメリカは関係ないともいえますが――

● 何の限定もない共謀罪適用  
外交関係上、他国もそれを尊重するというものが通例です。けれどもアメリカでは「共謀罪」は別の犯罪だからです。三浦氏は、「殺人罪」ではなくて「共謀罪」で捕まつてしまつたのです。

ところが、結局、三浦氏は身柄拘束中に自殺してしまいましたので、アメリカは合いません。

発想がどれだけ違うかを示す例が「ロス疑惑」事件です。三浦和義氏が絡んだ事件で、被害者も容疑者も日本人で、事件そのものはアメリカのロサンゼルスで起きたものでしたが、日本で裁判が行われました。日本の裁判では証拠がなくて三浦氏は最高裁で無罪となりました。ところがその後グアムに行つた時、三浦氏はアメリカの警察に捕まつてしまいま

す。その時の容疑が「共謀罪」でした。

普通、日本の最高裁で無罪が確定したれば――日本の裁判がそうであつても、アメリカからの「外圧」か何かで「共謀罪立法」を急にやることになつたのです。これは日弁連の共謀罪担当の方たちが調べていることです。

日本は元々、ドイツ法を元にしていることが多いので、ドイツの例のように、限制的な範囲で「結社の自由」を制限するような立法だけをやればいいんじやないか、といったことが1990年代には議論されていたのですが、おそらくは、アメリカからの「外圧」か何かで「共謀罪立法」を急にやることになつたのです。

● 何の限定もない共謀罪適用  
外交関係上、他国もそれを尊重するとい

うのが通例です。なぜならアメリカでは「共謀罪」適用については3つ大きな限

定があると言われています。まず、「組



罪防止条約」に対応するための立法

法」とされていたわけですが、実質的には「そうならないじやないか」という指摘もなされています。この条約は「パレルモ条約」とも言われていますが、「公権力に對して不当な影響力を行使するような行為」とか、或いは「組織的な経済犯罪」とかが念頭に置かれています。「組織的なテロ」対策の条約は他に10幾つもありますが日本は既に全部立法を終えています。2004年に各国向けにこの国連条約の解説を担当したニコス・ハッサスというアメリカの大学教授は、それは「テロ対策目的ではない」とはつきりおっしゃっています。私も国際刑法学会のメンバー

とおっしゃっていました。さらにハッサス教授は「条約対応を口実にして、取締行法でテロ対策はいくらでもできます」とおっしゃっていました。日本は、共謀罪立法などせずとも、現行法でテロ対策はいくらでもできます。

「日本は、共謀罪立法などせずに、現行法でテロ対策はいくらでもできます」とおっしゃっていました。日本は、共謀罪立法などせずに、現行法でテロ対策はいくらでもできます。

ほかの国も、「何でもかんでも全面的に處罰」という風にはなっていません。やはり国によって独特の考え方というのがあります。「共謀罪」発祥の国・イギリスでは、「共謀罪」の対象から配偶者や未成年者は除いています。即ち、家庭内で話題に對応しています。特に広い規定を持つているのは「テロ資金提供処罰法」という法律です。とにかく、組織的なテロ組織への資金・物品・役務などの利益提供を包括的に処罰するものです。組織的なテロ目的で何かをやれば、特に「役務提供」などは非常に広い概念ですから、

組織的犯罪集団」というのが要件としてあります。2番目が「共謀」の部分です。

「犯罪の計画に合意する」ということ。

3番目が「実行準備行為」です。

けれど、どれも何の「限定」にもなつていません。さらに「スパイ」が可能になる条項が入っていて、「実行に着手する前に自首したものは減刑、又は免除される」というものです。スパイを送り込んでおけば、その人に密告させて逮捕できるというやり方になっています。

こうした立法は、「国連の「国際組織犯

法」を求めてはいません。まずあるのは憲法に従つて立法して下さい」ということを一般原則としてうたつていています。未遂よ

りも前の段階で処罰できればOK」——、そういう条約なのです。だとすれば、「予備罪」だとか「危険犯」というのは未遂

よりも前段階で処罰できればOK」——、そういう条約なのです。だとすれば、「予

次は、「日本は既にテロ対策はできている」という話です。

非常にたくさんのテロ対策条約があり、主要国際条約だけでも13本あります。日本はかなり早くに立法をおこない、全部に對応しています。特に広い規定を持つているのは「テロ資金提供処罰法」という法律です。とにかく、組織的なテロ組織への資金・物品・役務などの利益提供を包括的に処罰するものです。組織的なテロ目的で何かをやれば、特に「役務

提供」などは非常に広い概念ですから、矛盾を来さないようにしています。家庭

## ●日本のテロ対策立法は既に完結している

これすべてを処罰できる訳です。そうすると、「共謀罪立法」の方に落ちてくる組織的テロ準備行為はゼロということになります。しかも、「組織的犯罪処罰法」改正のほうは、最初の案に「テロ対策」という言葉そのものが入っていなかつたし、それに類する言葉も入っていませんでした。それで慌てて「テロリズム集團その他」という言葉を入れたのです。だからテロ対策の内容も入ってないままであります。これについて自民党の法務部会長は、あるテレビ番組で「テロなんて言つていませんよ。この法律で」と言つたのです。「テロ等準備罪」を処罰する法案だということがウソであるということを認めたのです。国民皆を騙すためだったのです。

さらに、今度は自民党政務調査会が所属国会議員宛に「國民にわかりやすく説明するための資料」を配つたのですが、そこに例え、「我が國の現行法では、テロ組織が水道水に毒物を混入することを計画し、実際に毒物を準備した場合、この時点で処罰することはできません」と書かれています。真っ赤なウソです。まず、これは殺人予備罪です。「毒物・劇物取締法」というのも危険犯を取り締まるものです。それと、先程のテロ資金提供処罰法もあります。「物品の用意」で処罰できます。少なくとも3つの犯罪が成立しているのに「現行法で処罰することはできません」(?)なのか。

そこで慌てて「テロリズム集團その他」という言葉をいれたのです。だつて既に招致できているわけでしょう。実は私もオリンピックに関しては、「ドーピング対策」というところで関わっています。まして、2008年からやっています。

ここでそういう話が出てきたことはありませんでした。国によつては、「ドーピング」も「組織犯罪」になるところがあります。けれども「共謀罪立法」とオリンピック開催が関連付けられて論じられたことは一度もありません。2009年に一度、オリンピック招致に失敗して4年後の2013年9月に東京五輪開催が決定しました。2000年代の早い時期からオリンピック招致活動は行われていました。同じ時期に「共謀罪法案」も国会にかけられていましたが、一回も関連付けられて議論されていません。2013年9月の招致決定以後に出された『世界一安全な日本』創造戦略』という政府文書でもやはり関連付けられています。だから安倍首相の発言・答弁はウソです。

## ●どのような組織でも「組織的犯罪集団」に認定できる

2つ目の「計画の合意」に関してです。対象は「2人以上」ですから、全然、「限定」になつていませんし、「合意」と言つても「薄いもの」で足りると考えられています。以前の共謀罪国会では、「目配せ答弁」というのがあつたのですが、今般は、「いいね」を押したら共謀罪」と言われています。適用にあたつては、「明示的に言葉を交わした」という必要がなければ、「いいね」を押したら共謀罪」といいます。そして、「全員が、堂に会する必要があります。次々に人が増えています」、「未必の故意」による共謀つた」という順次共謀というのも規定されています。そして、「全員が、堂に会する必要があります。次々に人が増えています」、「未必の故意」というのは専門用語で、ある犯罪が行われるかもしれないし行われないかも知れないといつた心理状況でも、「共謀はあつた」ことになります。最高裁の判例では、「組織的詐欺罪」の成立を認めたものですが、一般企業として設立された団体で一部の人が詐欺を始めた、そして、それを知らない従業員もいました、けれども、それは「組織的詐欺罪」を適用する、とされたのです。「共謀罪立法」もそうです。普通の団体として設立されたものでも、その対象になります。日本ではそれをチェックする機関がありませんから、事実上、「捜査し放題」です。

3つ目の「実行準備行為」も、無限定です。もともと日本では危険なものの取り扱いとか危険な手段の取り扱いは非常に広くほぼ網羅的に処罰してきました。それよりも広く処罰しようとしたら、危険じやない行為を処罰するしかありません。「危険のない行為への処罰」は憲法違反だと最高裁が言つていますから、この部分は「どうしようもありません」。法案の「例示」としては「お金を下ろす行為」とか「下見の行為」が書かれているのですが、けれど、「自分の口座からお金を下ろす行為」がなぜ「実行準備行為」として処罰の対象になるのか、おかしいです。が、「下見の行為」が書かれているのですか？おそらく、「危険が全然ない」行為を処罰の対象にしているということが憲法違反性のもつとも大きな部分であつて、どんな行為でも対象になるということは、中身としては「頭のなかで考えたこと」が処罰対象になるということです。

でも実際はそんなことは何もわからぬので、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを考えていないのでも、何も犯罪的なことを................................................................

う」という嫌疑をかけられるだけで捜査対象となるという重大な問題があります。

## ●「対象犯罪限定」のウソ

### 恣意的な適用基準

そして、今般の「共謀罪」議論で初めてでてきたものとして、「対象犯罪の限定期間」がおかしい——、ということがあります。

今までの法案は、法定刑で一律に対象犯罪を決めていたので600～700というすごい数だったのですが、今般、何故か300くらいに減っているのです。

条約の趣旨からすると逆の限定の仕方になっています。マフィア対策の立法であれば、「公権力に不当な影響力を及ぼす行為」とか、「組織的経済犯罪」とかを対象にしていなければおかしいじゃないですか。それが、今般は除かれているのですよ。例えば警察などによる職権濫用罪や暴行凌虐罪も除外されています。公職選挙法違反、政治資金規正法違反、政党助成法違反など政治家が行う公権力の私物化は除外です。そして「商業賄賂罪」を除外しています。これは会社法とか金融商品取引法などの法律に民間の賄賂罪を処罰する規定がありますが、これも対象から全部除外です。

これはマフィア対策条約の国連条約に応するはずの立法としては全くおかしくない

いことで、そういう犯罪が対象になつておるべきところが除外されていて、庶民がチマチマ行う犯罪のほうが対象になつておるので。それがはつきりしているの



真剣に聞き入る参加者

が脱税です。最初に対象になつておるべきところが除外されていて、庶民がチマチマ行う所得税法違反とか燃料税法における軽油等不正製造・軽油取引税の脱税(混ぜもの)。それが「共謀罪」の处罚対象になつておるので。それにに対して、組織的大規模にしか行えないと思われる、たばこ税法違反、石油石炭税法違反、航空機燃料税法違反などは除外されています。さらに言えば、お金持ちしか行えない相続税法違反も除外、独占禁止法違反も除外です。組織的経済犯罪のほうが最初から外されているのです。

なぜこのようになるのか?

普通は300もの新しい处罚モデルをつくるのなら、法制審議会という専門家の審議会を開くのですが、開いていません。ブラックボックスのままで。政治家とか経団連の一部勢力が圧力をかけてこのような内容になつたものと思われます。何故「経団連」かというと、ほかの法案でもその圧力で内容が変わったということが起きているからです。この人たちは、もし仮に将来、政権交代があつて警察などの訴追方針が変わったとしても、自分たちだけは手が後ろにまわらないようにという魂胆なのでしょう。

われています。特殊詐欺のグループとか、暴力団、薬物取引等、一般の人から見て「处罚された仕方ないなと思われる人たち」が最初のターゲットになつておられます。しかし、その後は誰がターゲットにされるかわかりません。平成28年版の警察白書を見ると、まず最初は「平和安全法制をめぐる2015年8月31日の国會議事堂周辺に於ける抗議デモ」(——私も参加していました)、2番目は「基地反対」「普天間飛行場の辺野古移転をめぐる抗議行動」、3番目は「反原発の反対集会デモ等」、4番目は「全国労働組合総連合の安倍暴走政治ストップなどのスローガンを掲げる集会及びデモ」——こういうものが警察白書に列挙されているのです。次は「破防法」を担当している公安調査庁のパンフレットに「我が国には地下鉄サリン事件などを引き起こしたオウム真理教やテロ・ゲリラ等違法行為を繰り返している過激派、右翼団体のほか、朝鮮総連、日本共産党など、公共の安全に影響を及ぼす恐れのある多くの団体、勢力が存在しています。過激派や共産党が安保法制反対等を訴える集会に活動家云々」と書いてあります。税金でこんなハンフレットを作つていいくんですか? 憤りを覚えます。

(たかやま かなこ／京都大学教授)  
（続く）

## 『米軍が最も恐れた男』

佐古忠彦監督

評者 鈴木右文

「米軍（アメリカ）が最も恐れた

男 その名は、カメリロー」（二〇一七）は、沖縄の星瀬長亜次郎の半生を辿り、沖縄の苦難の歴史に光をあてる作品。TBSのテレビドキュメンタリーに追加取材と編集を加えて作られた映画で、監督は筑紫哲也の弟子とも言える人である。

話は終戦後の米軍占領下の沖縄。

うるま新報社長（現琉球新報…その反米軍基地の色彩は当然だ）となり沖縄人民党を創立、占領下の立法院に当選するも、琉球政府創立式典での宣誓に起立しなかつたことから、米軍に睨まれることとなつた。手配を受けた党員を匿つて服役、出獄後は那覇市長に当選、弾圧にも負けず市民の支援を受け、米軍策動による失職と被選挙権剥奪にも屈せず、やがて一九七〇年の国政参加選挙で衆議院議員に当選した。映画では描いていないが、人民党が七三年に日本共産党と合流したことは誰もが知る

ところである。

作品は人民と占領軍との鬭いや瀬長が事ある毎に大勢の大衆を集め行つた演説などを追い、いかに瀬長が人民とともにあつたかを描く。

知識としては頭にあつても、占領下の米軍による圧政、その後も続く沖縄の苦難が、作品として描かれるとインパクトが違う。そして現在の事らの思いの背景にどれだけの歴史があるのかを思い知らされる。

それでも辺野古も米軍機からの落下物も少女への乱暴も、今に始まつたことではなく、沖縄の戦後が終わつていなことがよくわかる。時々写された建物外壁に大きく刻まれた「不屈」の文字が印象的。沖縄のエネルギーを感じる。「不屈館」終わつていなことがよくわかる。

「宣言」は「両首脳は、朝鮮半島でこれ以上の戦争ではなく、新しい平和の時代が開かれたことを8000万わが民族と全世界に厳粛に闡明した」と高らかに宣言し、「冷戦の産物

（すずき ゆうぶん／九州大学  
言語文化研究院教員）

▼編集後記

▼今号のメインタイトルは、「北の脅威」煽り維持した安倍強権政治破綻へ」としました。

「卷頭言」でも触れましたが、先

日発表された史上初の米朝首脳会談（6月初旬迄に開催）と、それに先行する南北首脳会談（4月27日板門店）および合意された「板門店宣言」は、まさにアジアと世界の平和にとって画期的な出来事です。

1950年に勃発して53年まで同じ民族同士が文字通り死闘を繰り広げた朝鮮戦争。その犠牲者は民間人を含めて200万人～500万人（正確な数は不明）ともいわれ、朝鮮民族に消し去り難い悲惨な歴史を刻み込みました。しかし、いわば「65年間続いた戦争」の歴史に今ようやく終止符が打たれる時が来たのです。

勿論、「朝鮮戦争終結」「平和条約締結」までには、当事者の少なくとも米・中・朝・韓の4カ国間で複雑な交渉が待ち受けているだろうし、そう簡単に進むとも思われません。けれども「旧い戦争の火種」だけは是非、消してもらいたいものです。そのなかで日本政府に言いたいのは、この緊張緩和の流れを「邪魔するな」ということです。（編集部N）

反戦情報編集部代表：永田信男  
〒753-0212 山口市下小鯖2836-19  
(T/F) 083-929-3674  
山口連絡所  
(T/F) 083-902-3030  
広島連絡所  
(T/F) 082-233-7322  
福岡連絡所  
090-8995-8213(永田)  
郵便振替口座  
01520-5-12786  
加入者名 反戦情報  
銀行口座  
普通預金  
加入者名 永田信男  
E-mail:hansen-jp@crest.ocn.ne.jp

である長い分断と対決を一日も早く

終息させ、民族的和解と平和繁栄の新しい時代を果敢に立ち起こし、南北関係をいつそう積極的に改善し、発展させていくべきだという確固とした意志を込めて…宣言する」とのべています。

## バックナンバー紹介